

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】

団体総合生活補償保険の普通保険約款、個人賠償責任危険補償特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款、特約）をご参照ください。

■個人賠償責任危険補償特約の補償内容

1. 個人賠償責任危険補償特約の補償内容は下表のとおりです。

2. 被保険者は、次の方となります。

①本人※1

②本人の配偶者※2

③本人またはその配偶者※2の同居の親族※3

④本人またはその配偶者※2の別居の未婚※4の子

⑤上記①から④までのいずれかに該当する方が、責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
法律上の 損害賠償 責任	<p>次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>①被保険者ご本人の居住する住宅（敷地内の動産および不動産を含みます）の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>※住宅には、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">免責金額(*) (0円)</div>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>② 被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③ 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任</p> <p>④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。</p> <p>⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3</p> <p>⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧ 被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨ 航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩ 罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任</p> <p style="text-align: right;">など</p>

補償内容	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 親族とは、配偶者(*), 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>(*) 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。</p> <p>※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>